

重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第5条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第1 事業者

事業者名称	合同会社 おおぞら園
主たる事務所の所在地	兵庫県西宮市宮前町8-22 浜脇幼稚園2階
法人種別	法人
代表者職氏名	代表 田川 智裕
電話番号	0798-22-7030

第2 事業の概要

事業の種類	小規模保育施設事業			
事業所の名称	おおぞら園			
事業所の所在地	兵庫県西宮市宮前町8-22 浜脇幼稚園2階			
電話番号・FAX	電 話 0798-22-7030 FAX 0798-22-7030			
管理者(主任)氏名	森本 麻衣			
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	計
	2 人	5 人	5 人	12 人

第3 事業の目的・運営方針

当事業者は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) おおぞら園（以下「当施設」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。
- (2) 当施設は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- (3) 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達の過程を踏まえ、保育を行うものとする。
- (4) 当施設は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者

に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

- (5)当施設は、「西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成 26 年西宮市条例第 15 号)及び「西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」(平成 26 年西宮市条例第 13 号)その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

第4 施設・設備等の概要

(1)施設

施 設	構 造	鉄筋コンクリート造□2階建て
	延 床 面 積	93.82 m ²

(2)主な設備

おおぞら園

設 備	居 室 数	備 考
保 育 室	2 室	
調 理 室	1 室	
事 務 室	1 室	
設備の種類		保育設備 調理設備 防災設備
屋外遊戯場(園庭)		なし(代替場所 酒蔵 公園)

第5 連携施設

当事業所では、下表のとおり連携施設を設定しています。

連 携 施 設 の 種 類	保育所
連 携 施 設 の 名 称	浜脇保育所
連 携 協 力 の 概 要	集団保育、保育に関する相談・助言、代替保育

第6 職員の配置状況

おおぞら園 令和6年1月現在

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
管理者	1	1		保育士資格有
保育士	5	4	2	
事務員				
特別教員				
調理員	1	1		

第7 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
管理者	08:30 ～ 17:30	
保育士(常勤)	早番 07:30 ～ 16:30 日勤 08:30 ～ 17:30 遅番 10:00 ～ 19:00	
保育士(非常勤)	早番 07:30 ～ 10:30 日勤 10:00 ～ 16:00 遅番 16:00 ～ 19:00	
調理員(常勤)	09:00 ～ 17:00	
調理員(非常勤)	08:30 ～ 12:30	

※ ローテーションにより、各保育士及び保育従事者の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第8 保育を提供する日、時間

開所曜日		月・火・水・木・金（祝日を除く）
原則時間	平日	08:30 ～ 16:30
開所時間 (延長保育)	平日	07:30 ～ 18:30(～19:00)
保育短時間認定に係る保育時間		08:30 ～ 16:30
保育標準時間認定に係る保育時間		07:30 ～ 18:30(平日 11 時間の開所時間)

※ 12月29日から1月3日は休所日となります。

第9 提供する保育の内容

当施設は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

(1) 保育の提供

・保育目標

選び、決める力を育む

順応性・適応力を育む

自我を受け入れ、心身の健やかな成長を育む

・必要に応じて軽度の障がい児・3歳児以上の受け入れも考慮する。

(6) 一日の流れ

時間	活 動		
	0歳児	1歳児	2歳児
7:30	順次登園 自由遊び(室内) ※個々に応じて	順次登園 自由遊び(室内)	
10:00	午前睡・ミルク・離乳食 散歩・自由遊び等	散歩・製作・自由遊び等	
11:30	※個々に応じて ミルク・離乳食・午後睡	昼食 おひるね	
14:30	自由遊び(室内)	起床 おやつ	
16:30	順次降園	園庭遊び・自由遊び(室内)・順次降園	
18:30	特別延長保育	特別延長保育	
19:00			

(7) 年間行事計画

月	行 事
4月	・入園式 ・こどもの日のお祝い会
5月	
6月	・定期健康診断(内科) 保育参加
7月	・七夕まつり
8月	
9月	・歯科検診
10月	・遠足
11月	・定期健康診断
12月	・おもちつき ・クリスマス会
1月	
2月	・節分(子どもの様子に合わせて実施しない事あり) 保育参観
3月	・ひなまつり会 ・お別れ会 ・入所前健康診断

※ 誕生会・身体測定・避難訓練は随時実施します

夏季はプール・水遊びがあります。

※新型コロナウイルスの感染状況、国・行政等の指針により、一部延期、及び中止をする場合があります。

(8) 給食の提供

あり(アレルギー・未食 食材の除去にも対応)

第10 利用料金

(1)保育にかかる利用者負担額

支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額をお支払いいただきます。

(非課税世帯は保育料無料です。)

(2)延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、事業者が定める延長保育料をお支払いいただきます。

(3)保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)・(2)に掲げる費用のほか、以下の費用をお支払いいただきます。

項目	内容, 負担を求める理由及び目的	金額
延長保育料 (時短認定者)	7:30~8:30 16:30~18:30 30分毎	100円
時間外延長保育料	7:30~18:30以外の時間 30分毎	200円

第11 利用の終了に関する事項

入所児童が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 入所児童が満3歳に到達して最初の3月31日を迎えたとき
- (2) 利用乳幼児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当事業所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第12 嘱託医

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	おやどまりクリニック
医師名	親泊 英善
所在地	西宮市上ヶ原四番町4-1 ビラ上ヶ原 1F
電話番号	0798-57-5557

医療機関の名称	すずらん歯科クリニック
医師名	太田 一樹
所在地	兵庫県西宮市青木町2-7 オズコート101
電話番号	0798-72-8249

第13 緊急時等の対応方法

入所児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又は主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当事業所が責任を持ってしかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

第14 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

第15 防犯、事故防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の安全を確保するため、事故防止に関する書類(ヒヤリハット報告書)を作成し、職員に周知するとともに、対策できる整備を実施します。

第16 虐待の防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。また、虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、子どもの福祉に関わる専門家の知見によって児童虐待が疑われる場合はもちろんのこと、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合においても通告義務に従い、各所へ通告する。

第17 苦情等の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

相談・苦情受付担当者	氏名 森本 麻衣 電話番号 0798-22-7030
相談・苦情解決責任者	氏名 田川 智裕 電話番号 090-7765-3394
受付方法	面談・文書・電話などの方法で受け付けています。

第18 保育料の返還

当事業所は、やむを得ない事情により休所、または登園自粛要請等、保育の実施ができなかった場合において、国、行政の指示に基づいて保育料の返還を行います。

第19 一時預かり

当事業所は、年度の4月時点での園児数が定員の半数以下になったとき、定員の空き枠内で一時預かりを受け入れます。

※この重要事項説明書の内容は、令和6年1月現在の情報です。